

学校感染症一覧

	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 R5.5.8～	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
	【その他の感染症】 溶連菌感染症 A 型肝炎、B 型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルペンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎	※学校で流行が起こった場合に、その流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症としての措置を講じることができる感染症 病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで